

○財務省告示第四百四十号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十四年三月二十一日に発行した利付国債の  
発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 安住 淳

平成二十四年四月十日

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第三百三十四回）  
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律（平成二十三年法律第六号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項、第四十七条及び第六十二条第一項  
三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。  
四 発行方法 札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格

競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格





十三二	ロ	十一 イ 発	九 八	ハ
の経利入価・別債行争非者特国 払過札格第参市及入価・別債 込利発競II加場び札格第参市 み子率行争非者特国発競I加場	入価発 札格競行 行争格日	振額最 替単 位	低行争非者特国行争 額入価・別債入札 面札格第参市入札 金発競II加場発	二 百 七 十 一 億 千 八 百 九 十 七 万 円
(一) 年 は、募入八パーセント 払込決定の通知を受けた者	額格十額 面金五錢以上 のそれぞれの 応募価	平す額の記振 成る。整載法の 二。数又は規 十。倍は定に 四。の記録は 年。の金額に 三。による 月。の最 二。低 十。額 一。の面 日。と金簿	五 万 円	二 百 七 十 一 億 千 八 百 九 十 七 万 円

式により算出した金額を第二  
十号に規定する期日に払い込  
むものとす。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.8}{100} \times \frac{1}{365}}$$

(二)

発行時において、その利子  
に係る所得税が源泉徴収され  
るものとして又は記録されるも  
の口座記載又は記録されるも  
のに依り算出した金額から該  
金額に百分の二十を乗じた金  
額（おただし、当該国債を発  
行時において外国人居合算  
住者又は外国人居合算  
には、前記(一)の算式により  
出した金額に適用を受ける所  
は、外国法人が適用を受ける  
控除することができる。

十四 初期利子

平成二十四年九月二十日を支  
払う。ただし、算出した金額  
が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う。以  
下、次号及び第十六号において  
規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.8}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十五 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十  
日を支払期とし、各支払期にお  
いて、その日以前六月間に属す  
る利子を支払う。

二 十 十 十 十  
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償  
込 札 場 利 還 還  
期 参 所 金 還 還  
日 加 支 額 期 限

平 財 日 額 平  
成 務 本 面 成  
二 大 銀 金 四  
十 臣 行 額 十  
四 か 百 年  
年 ら 円 に 三  
三 通 につ 月  
月 知 を き 二  
二 受 百 十  
十 け 円 日  
一 け 者